

## 輪島市監査公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、輪島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年5月18日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

監査対象機関 七浦公民館

監査執行年月日 令和7年11月28日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>支出事務において、公民館職員の私金による立替払など不適切な処理が認められた。公金と私金の取り扱いを混同することは、不明金（過不足）の発生や不正に繋がる恐れがあるため、現金を取り扱う場合には、複数人での確認や速やかな金融機関における入出金管理に努めるなど、現金取扱体制の再確認を行うとともに生涯学習課の指示に基づき適正な管理を行っていただきたい。</p>	<p>事前に出金を適正に行い、私金による立替払を行わないようにするとともに、現金を取り扱う場合には、複数人で確認を行い適正な現金取扱体制に努めることとする。</p>	<p>措置済</p>